

GPA の算出と活用について

GPA の算出と活用は、履修規程に定めている。

(成績の評価及び表示)

第15条 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項成績評価は、5段階評価とし次の基準により表示する。

- (1) 秀 100点から90点まで
- (2) 優 89点から80点まで
- (3) 良 79点から70点まで
- (4) 可 69点から60点まで
- (5) 不可 59点以下

3 前項の成績評価に対して GP (Grade Point) 与え次の基準により表示する。

成績	GP	点数
秀	4	100点から90点まで
優	3	89点から80点まで
良	2	79点から70点まで
可	1	69点から60点まで
不可	0	59点以下

4 「秀」評価は成績上位 10%程度を目安とする。

5 第13条第2項により、再試験を行った場合の評価は可又は不可とする。

6 成績評価が不可の場合は、その授業科目の単位を認定しない。

(GPA の算出)

第16条 前条の規定による成績評価に対し、次ぎの方法で GPA (Grade Point Average) を算出する (小数点以下第3位を四捨五入)。

$$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{履修登録単位数 (不可を含む)}}$$

(GPA の活用)

第17条 前条により算出された GPA は、以下のように活用される。

- (1) 学位記授与式の代表学生選抜については、GPA の高い学生が優先される。
- (2) 各学期の GPA が 2 未満であった学生には、担任から学習指導を実施する。
- (3) 各学期の GPA が 1 未満であった学生には、担任および教務委員長より指導した後、改善が見込まれない場合は、退学勧告を行うことができる。
- (4) 各学期の GPA が 1.5 未満であった学生には、各種実習辞退の勧告を行うことができる。